

「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(案)に係るパブリックコメント実施要領

1 目的

「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(案)について、市民の皆様のご意見をお伺いするためのものです。

2 趣旨

国では、平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」が施行され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)」が策定されました。

また、この政府行動計画に基づき、千葉県においても「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定されました。

本市では、これら国や県の行動計画に基づき、特措法第8条第1項に規定される「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものです。

3 概要

(1) 対象となる感染症

①感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 再興型インフルエンザ

②感染症法第6条第9項に規定する新感染症

(SARS、MERS、エボラ出血熱、デング熱等は新感染症ではありません)

(2) 対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(3) 行動計画の構成

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理
2. 国の新型インフルエンザ対策の経緯
3. 政府行動計画の作成
4. 千葉県行動計画の作成
5. 本市の行動計画の作成

II 基本的な方針

1. 対策の目的・基本的な戦略
2. 基本的考え方
3. 対策実施上の留意点
4. 発生時の被害と影響
5. 対策推進のための役割分担

6. 行動計画の主要7項目

- ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止
- ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

Ⅲ 各段階における対策

新型インフルエンザ等の発生段階ごとに7項目の対策を規定

【発生段階】

- ① 未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期
- ④県内感染期 ⑤小康期

(参考1) 県内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合等の対策

(参考2) 用語解説

4 意見募集期間

平成27年6月22日（月）から平成27年7月21日（火）

5 公表方法及び閲覧場所

広報ながれやま（平成27年6月21日号）及び市ホームページに掲載します。また、市役所情報公開コーナー、保健センター、各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、高齢者福祉センター森の倶楽部、市民活動推進センターでも閲覧することができます。

6 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式（市ホームページからダウンロードができます。）に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出、又は直接書面をご持参ください。

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方につきましては、広報ながれやま及び市ホームページで公表します。なお、個別回答はいたしませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先及び提出先

〒270-0121 流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市保健センター（健康増進課）

電話04（7154）0331 FAX04（7155）5949

電子メール hokensuishin@city.nagareyama.chiba.jp